海外情報

中国の税務行政

－税務コンプライアンスの向上に対する取り組みを中心として－

国税庁国際業務課（長期出張者）
中　道　裕　之

◆SUMMARY◆

国税庁においては、わが国の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。
本稿は、中国の税務行政について、近年、その取組みを強化している納税者の税務コンプライアンス向上策などを中心に最新の動向を取り入れて解説したものである。
なお、本稿の内容は、2011（平成 23）年 12 月時点のものである。（平成 24 年 5 月 31 日税務大学校ホームページ掲載）
（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目　　次

はじめに……214
1　税務機関の組織……214
(1)　機構……214
(2)　幹部……215
(3)　組織の変遷……215
(4)　組織改革……215
2　大企業税収管理……215
(1)　概要……215
(2)　基本方針……216
(3)　税務リスク管理……216
(4)　大企業税務事項協調会議……216
(5)　税収コンプライアンス合意……216
(6)　管理の方法……217
(7)　大企業税収管理のための措置……218
3　納税サービス……218
(1)　概要……218
(2)　納税者ホットライン……218
(3)　法令法規、政策及び事務手続の周知……219
(4)　広聴活動……219
(5)　租税違反行為受理制度（密告制度）……220
(6)　納税信用等級評定管理制度……220
(7)　関係団体（中国登録税務師協会）の活用……220
4　中国の税制に関する最近の動向……220
(1)　税収……220
(2)　個人所得税の改正……221
(3)　増値税制度改正……221
(4)　都市維持建設税の外資への適用……222
おわりに……222

はじめに

本稿は、中国の税務行政について、近年、その取組みを強化している納税者の税務コンプライアンス向上策などを中心に最新の動向を取り入れて作成するものである。

データ等は本稿執筆時（11年12月）のものであり、邦貨換算額の為替レートは1元＝13円で計算している。

なお、本稿に係る意見・コメントなどは、全て筆者の個人的な見解である。

1　税務機関の組織

(1)　機構

我が国の国税庁に相当する組織は、国家税

務総局（SAT: State Administration of Taxation）であり、国務院（日本の内閣に相当）の税収業務を主管している。国家税務総局は、国務院直属の正部級（本省級）機関として、地方を含めた税務行政の全般を所掌している。

国家税務総局は、税制の企画・立案を財政部（日本の財務省に相当）と共同で行っており、日本の国税庁と財務省主税局の一部の機能を併せ持っている組織であるといえる。

中国は、1994 年から税収を中央、共通、地方に分けて財政管理を行う「分税制財政管理」を導入し、省以下の税務機関を国家税務局と地方税務局に分設した。地方の国家税務局は国家税務総局の管理下に置かれ、地方税務局は地方人民政府及び国家税務総局双方の監督下に置かれている。

国家税務局は増値税(共有税)、企業所得税（共有税)、消費税、車輌取得税等を所掌し、地方税務局は営業税、個人所得税（共有税)、土地増値税、都市維持建設税、不動産税、資源税等を所掌している。

税務職員数は、2009 年末時点で計 750,413 人（内訳：国家税務局 396,778 人、地方税務局 353,635 人）である(1)。

(2)　幹部

総局長を頂点に、副局長 5 名、紀検組長、総経済師、総会計師の合計 9 つのポストで構成されている。現在の女性幹部は 2 名（副局長、紀検組長）である。

局長（大臣級）及び副局長は国務院により任命される。紀検組長は共産党中央紀律検査委員会により、総経済師及び総会計師は国家税務総局党組により任命される。

(3)　組織の変遷

1950 年 1 月　財政部税務総局を設置（財政部内局）

1988 年 5 月　国家税務局に昇格（副部級）財政部管理

1993 年 4 月　機構改革により国家税務総局に改称され、国務院直属機関に昇格

同 年 12 月　副部級から正部級に昇格

1994 年 1 月　税収を中央と地方に分配する「分税制」を導入、省以下の税務機関を国家税務局と地方税務局に分設

2008 年 7 月　国家税務総局及び下部税務機関が組織再編

(4)　組織改革

2008 年国家税務総局は、大規模な組織改革を実施し、新たに「大企業税収管理司」と「納税サービス司」を設置した。これら二つの部署の役割については後述するが、この組織改革以降、国家税務総局は、納税者の税務コンプライアンスの向上に対する取組みを一層強化したといえる。

2　大企業税収管理

(1)　概要

国家税務総局は、2008 年の機構改革により大企業税収管理司を設置し、大企業の自主的な税務コンプライアンスの向上を図ることを目的として、大企業における税務リスク（租税違反行為及びこれを起因とする法的制裁等）の管理を行っている。大企業税収管理司は、2011 年現在、約 20 名の人員を擁し、国内企業 35 社（うち国営企業 31 社）及び外資系企業 10 社（うち日系企業 1 社）の合計 45 社の企業グループを管理している。また、省以下の国家税務局においても大企業管理部署を設置し、その所轄する地域において各企業グループに属する個々の企業の管理を行っている。

なお、当該 45 社の企業グループに関連する税収は、中国における税収全体の約 4 分の 1 を占めるとされており、その国家財政に対する影響は非常に大きい。

この大企業税収管理の特徴の一つは、それまで税目別が主流であった税収管理を納税単

位別の管理にすることで、納税者に納税事務の利便性向上を提供するとともに、税務総局にとっても、納税主体全体を総括した効率的な税収管理の実現を可能にすることである。また、中国においては、地方によって税務執行の方針が異なることがあり、同じ企業グループであってもその所在する地域によって税務上の取扱いが異なるといった問題が少なからず生じている。大企業税収管理は、このような問題を解決する手段の一つであるとも考えられる。

(2)　基本方針

中国においては、1980 年代の改革開放政策の拡大以降に生じた経済のグローバル化、とりわけ外資導入の拡大に伴い、新たな税務問題が次々に生じている。国家税務総局は、特に国際税務分野の租税回避防止、非居住者（企業）課税、租税条約に基づく情報交換及び納税サービス等の水準と質を向上させ、納税者の適正な申告を指導し、多国籍企業と大規模企業に対する納税評価を通じたリスクマネジメントを行うこと等を通して、納税者の税務コンプライアンスを高めることを重要な課題として掲げている。

国家税務総局は、大企業税収管理に先進的な税務リスクマネジメント理念を導入し、大規模納税者の自主的な内部統制を促し、大企業の複雑な税務問題に対して差別化されたサービスを提供して企業の適正な納税申告を指導することにより、企業の税務コンプライアンス向上と税収コストの低減を実現させる方針である。

このような背景の下、国家税務総局は、2011 年 7 月に「大企業税収サービス及び管理規程(試行)」を定め、大企業管理業務を一層明確かつ統一的に推進することとした。

(3)　税務リスク管理

大企業税収管理司は、大企業における税務リスク（内部統制）を企業が自主的にチェックできるよう 2009 年に「大企業税務リスク管理ガイドライン」を策定した上で、管理対象企業に対し、当ガイドラインに基づく質問からなるリスク評価調査を実施している。具体的な評価項目は、①企業の内部管理制度及びその実施状況、②企業の税務リスク管理に対する組織機構、職務範囲及び職責、③企業の税務リスク識別及び評価のシステム、④企業の税務リスクコントロール及び対応のシステム、⑤企業の税務情報管理体制及び疎通のシステム、⑥税務リスク管理に対する監督及び改善のシステム、⑦その他企業の内部管理体制及びその他の事項に関連したものとなっている。

大企業税収管理司は、この調査の結果により管理対象企業を税務リスクの程度に応じて区分し、例えば、税務リスクが高いと評価した企業については、その後の改善状況等について直接指導または調査を行うなど評価結果に応じた管理を行っている。

(4)　大企業税務事項協調会議

大企業税収管理司は、企業から税務に関連する要求（訴求）があった場合、それに適切に対応しなければならないこととされている。大企業管理司は、企業からの要求（訴求）に対し、その内容をよく検討し、必要があれば関係する税務局の主管部門の意見を聴取し、主管部門間の意見等が一致しない場合、「大企業税務事項協調会議」を開催し、処理意見の調整を図る必要があるとされている。この大企業税務事項協調会議においては、重大な個別事項の他に、企業及び業界に共通する普遍的な問題についても研究し解決を図ることとしている。

(5)　税収コンプライアンス合意

国家税務総局と企業グループは、自発、平等、公開及び相互信頼の原則に基づき、「税収コンプライアンス合意（取り決め）」を締結し、協力して税務リスクの防止を図ることができることとされている。税務当局は、企業の内部管理体制及び税務コンプライアンス能力を

鑑みて、企業との協議の上、税収コンプライアンス合意の締結を判断する。

国家税務総局は、企業グループと税収コンプライアンス合意の締結後、関係する税務局にその通知を行い、各税務局は、税収コンプライアンス合意の執行状況を監督し、定期的にその執行状況の評価を行い、上級税務局に結果を報告する。

また、省以下の税務局についても、管轄地内において、企業グループに属する企業と税収コンプライアンス合意を締結することができることとされている。

実際の例として、2011 年 10 月に韓国の電機メーカーが税務当局と税収コンプライアンスの合意を締結している。これは、バイのAPA に近い内容のもので、税務当局及び企業の双方にとって有益なものとなり、税収管理の統一性が保障されるとともに、税務コンプライアンスのコスト低減が図られると評価されている(2)。

(6)　管理の方法

各税務当局は、税務申告等の日常的な企業管理に加えて、企業からの訴求の処理状況、企業における税務リスクの内部管理状況及び税収コンプライアンス合意書の履行状況等について管理する。

個別企業に関する税務管理（税源管理）に関して、国家税務総局は次のような業務を行う。①税源管理業務に対する税務局への指導等の定期的な連絡、②重点管理事項の明確化、全国共通管理事項の決定、指標モデルの確立並びに税源管理システム及び様式の企画並びに作成、③企業グループに関する重要な税源管理情報の総括、対比分析及び発布、④企業グループとその構成企業に関する税源管理の重要事項への対応と処理の実施、⑤その他税源管理に関する事項など。

また、省以下の税務局は次のような業務を行う。①税務総局の統一的な指導に基づく税源管理業務の遂行、②税源管理業務に関する下級税務機関に対する指導、③重点管理事項の更なる明確化、税務総局と連動して管理する事項と主管税務局が自主的に実施する管理事項の決定、④税務総局の指導、総括、対比分析に資する税源管理関連情報の伝達、⑤上級税務局の指導に基づく税源管理事項への対応及び処理の実施、⑥その他税源管理に関する業務の実施など。

国家税務総局は、企業の税務リスクを評価するために、税務リスク識別システム（コンピュータによるシステム）の開発、維持を行うとともに、統一的な基準により企業の税務リスク識別業務を行い、企業に関するリスク情報を総括するとともに、業種、グループ、地域及び特定事項に関する税務リスクを識別する。

各税務局の大企業管理部署は、企業の申告状況等からの税務リスクの把握を行うとともに、税務リスク識別システムを用いて、業種、企業グループ及び地域の特徴を把握し、税務リスク識別の対象とリスクの特徴を選定した上で、それらシステムから導き出された結果を担当者が補正し、重要な税務リスクのポイントを抽出する。

各税務局は、リスク識別によって認識されたリスクとその特徴を明確にし、発生する可能性のあるリスクの原因、条件及び影響を分析し、税務リスク発生の確率及び頻度を確定させ企業の税務リスク等級を決めることにより税務リスク評価を行い、企業及び主管税務局へ税務リスク発生の防止を注意喚起する。税務リスク評価は、定量及び定性評価、定期及び臨時評価並びに事後及び現在評価による複合的な形で行う。

各税務局は、税務リスク評価及び企業のリスク等級に基づいて、企業に対する納税サービス、企業との協議、案件審査及び租税回避調査等における以下のような差別化された管理を行う。

①　コンプライアンス意識と遵守能力が共に

高く税務リスクが低い企業に対しては、優遇された納税者サービス等の実施により、企業に税務面での便宜を図る。

② コンプライアンス意識はあるものの、遵守能力が低く、税務リスクが中程度の企業に対しては、企業との協議、机上審査及び企業の自主審査等の措置を指導し、企業に税務リスクの存在と法律責任について認識させ、企業が行う税務リスクの原因分析と防止措置を援助する。

③ コンプライアンス意識が低く税務リスクが高い企業に対しては、租税回避調査の実施等により、税務リスクの管理を行う。

なお、租税回避調査等の過程で企業の重大な違法行為が見つかった場合は、当該案件を査察部門（調査部門）へ移送することとなる。

各税務局の大企業管理部門は、税務リスク管理業務において把握した問題を企業にフィードバックすることにより企業の自主的なコンプライアンス水準の向上を図っている。また、大企業管理部門は、税収政策担当部署に対するフィードバックにより、税収政策の改善を図り、企業を直接所管する主管部門へのフィードバックにより日常の税務管理の改善を継続的に行っている。

各税務局の大企業管理部門は、同様の問題が繰り返し発生する企業に対して、その企業のリスク等級を高く設定し、関係する主管部門と共同で重点管理を実施する。

各税務局は原則として年度毎に、企業のコンプライアンス報告を作成し、税務総局に報告することとしている。国家税務総局は、企業グループを一つの単位とし、各税務局のコンプライアンス報告をまとめ、総合的なコンプライアンス評価を行い、それを企業グループにフィードバックするとともに、各地の税務局に対して連絡する。

(7) 大企業税収管理のための措置

国家税務総局は、大企業管理業務に「大企業税収管理情報システム」を共通システムとして用いている。当該システムに情報を蓄積し、業種における特徴、科学的統計及び税務リスク管理の成功事例等の活用ができるようデータベース化する。また、各税務局は、企業との情報交換を行い、積極的に税務関連情報を収集している。

人材面に関して、各税務局は、大企業管理の専門グループを組成し、業種毎の研修等、それぞれの状況に応じた方法により、大企業税収管理人員の知識と技能を継続的に高めている。また、企業グループ或いは業種を対象として、その分布状況に応じた広域グループを組成し、税務研究、税収政策評価及びコンプライアンス報告等の業務を行う。

また、「協調員」の制度も活用されており、各税務局は企業グループ毎に協調員を配置することができ、協調員は、定期的な企業の税収政策に関する意見の聴取、企業からの重要事項に関する通報の受理、企業のコンプライアンスの実際の状況の把握及びその他情報収集等を行う。

3 納税サービス

(1) 概要

国家税務総局は、2008年の機構改革の実施により納税者サービス部署を新たに設置した後、各地の税務局に納税者サービス専門機関を設置した。そして、ワンストップサービス等の提供ができる納税者サービスホールを設置するなどして納税者の各種税務手続きの利便性を高めるとともに、納税者からの税務相談等に適切に対応すること等を通じて信頼のおける税務行政を行い、社会全体の遵法精神と税務コンプライアンスの向上を図ることを目標としている。

(2) 納税者ホットライン

国家税務総局は、納税環境の整備を図るための日常的な方法として、納税者サービス部署が所掌する「納税者ホットライン 12366」を積極的に活用することとしており、納税者

に税務相談等のサービスを提供することを通して、税収法規に関する知識の普及を推進している。さらに、国家税務総局は、納税者ホットライン業務を通して蓄積された税に関する相談結果を問答形式でデータベース化し、全国の税務局で共有するとともに、重要な内容であるものに関しては各地の税務局のホームページ及び「中国税網(3)」等のウェブサイトで公表している。また、納税者から幅広く税に関する意見を聴取するとともに、税務行政に関する苦情、租税違反行為に関する通報も受け付けており、広聴の手段としての機能も有している。

納税者ホットラインが対象とするサービスの目的と内容は次の４つに分類される。①納税者に対して、税に関する法令法規、政策、徴税規定及びその他の税務等に関する相談を行うことを目的とする税務相談サービス、②納税者が行う税務登記、発票の購入、申告納税等の手続に関する相談を行うことを目的とする税務手続案内サービス、③納税者の租税違法行為に関する通報を受け付けることを目的とする税務通報サービス、④納税者が税務機関の風紀、サービスの質及び職員の違法行為等に対して行う苦情を受け付けることを目的とする苦情対応サービス。

(3)　法令法規、政策及び事務手続の周知

国家税務総局は、税制及び税務の執行方針に関して、法令、法規、政策、執行方針及び解釈等を記載した「規範性文書」を作成及び発出し、同時にウェブサイト、公告及び新聞等の各種媒体を用いて公表している（税法宣伝)。国家税務総局は、税制及び税務執行の統一性及び明確性等を確保し、税務コンプライアンスと税務行政に対する信頼を向上させる観点から、税法宣伝を税務行政の重要な要素と位置付けており、税収管理及び納税者サービス業務の重要な内容の一つであるとしている。

規範性文書には、施行令に該当する弁法、法令の解釈、具体的な執行方針及び各種税務問題に関する当局の見解等があり、総局が発出する文書だけで年間数百件に達する。各地の税務局（省、直轄市レベル）においても中央の定めた規範の範囲内で、各地の事情に応じた税務の執行方針等を定め規範性文書を発出することが多い。

国家税務総局は、税法宣伝活動に際して、「三同歩」を基本原則としている。三同歩とは、税収政策文書とその税収政策の解釈文の起草､決裁及び発布を同時に行うことであり、税収政策文書の重要度と納税者に対する影響の範囲を考慮して解釈文の必要性及び程度を判断している。税収政策の解釈には、税収政策の策定された背景と意義、政策における重点、想定される疑問点に関する解説及び具体的な措置を含めることとし、一般的には問答形式で納税者のニーズを反映して作成している。

(4)　広聴活動

国家税務総局は、重要な規範性文書の立案作成時等において、納税者や専門家等の意見を幅広く聴取し、合理的内容については積極的に取り入れる等の広聴活動を行っており、総局及び各地の税務局のウェブサイトにおいて「意見徴集」として、重要な規範性文書等の策定に関する意見募集が行われている。また､「局長信箱」を設けて、税務行政等に関する幅広い意見を受け付けている。

国家税務総局は、納税者の権益保護を、課税前段階・課税段階・課税後段階に分けて考え、各段階に応じて、公平及び公正で調和のとれた税務環境を作り上げることを目的としており、納税者の合理的要求には迅速、適切に対処することとしている。各段階における対処の方針は以下の通りである。

【課税前段階】税収法規の制定時に納税者や専門家等の意見を幅広く聴取し、合理的内容については、積極的に取り入れる。

【課税段階】納税者へ権利及び義務の告知を

行い、納税者の陳述及び弁明をよく聞き取る。

【課税後段階】納税者の訴え及び通報に素早く対応し、その調査結果を納税者にフィードバックする。

国家税務総局は、このような方法を通じて、税務行政の執行又は政策等についての意見や、納税者からの要求を徴集し、個別具体的な対応措置を行うと共に、公告等により一般にフィードバックすることにより、納税者の税務機関に対する信頼度及び親密度を増強しようとしている。

(5)　租税違反行為受理制度（密告制度）

国家税務総局は、税務調査の情報源を広げ、また、税務に対する国民の関心を高めることを目的として、各市以上の税務機関の調査局に「租税違法事件通報センター」を設置し、納税者から租税違法行為の通報を受理している。租税違法事件通報制度については、規定上あらゆる個人が租税違法行為を通報する権利を有しており、当該通報を受けた税務機関は、通報者の秘密保持及び通報者に対する報奨金の支払が義務付けられている。

税務当局が受理する租税違法行為には、脱税、未納税金追徴回避行為、不正受還付並びに不正証憑書類の発行・偽造・提供及び不正取得等に関する納税者並びに源泉徴収義務者の法令及び行政法規に違反する行為が含まれる。これらの租税違法行為に対する通報については、税務機関に置かれた租税違法事件通報センターの応接室で受け付けているほか、信書、電話、国家・地方税務局ホームページに設けている通報窓口等の形式を利用してすることができ、実名又は匿名の方法によることができる。

(6)　納税信用等級評定管理制度

各税務局は、税収管理体系を強化し、納税者の法に基づく納税を促進するために、税務登記手続を取った納税者に対して信用等級をつけている。

この制度においては、納税者をその申告状況等から評価し、四段階の信用等級に分類することとしている。最高の信用等級と評価された納税者に対しては、税務調査の免除等の優遇措置が行われ、優良納税者として公告される場合もある。一方、信用等級の低い納税者に対しては、年度検査計画の重点検査対象への組入れ、年度検査等の報告書の厳密な審査及び実地再審査並びに発票購入に関する制限及び輸出還付（免税）権利の停止等、税務機関の厳格な監督下におかれることとなる。

(7)　関係団体（中国登録税務師協会）の活用

国家税務総局は、中国登録税務師協会との協力を積極的に行い納税者サービスの充実を図っている。

中国登録税務師協会は、その前身を中国税務師コンサルタント協会として 1995 年 2 月 28 日に成立し、中国民生部の批准を受けた全国的社会組織である。

当協会は登録税務師事務所及び登録税務師からなる民間組織であり、民生部と総局の指導及び監督管理を受ける一方、国際的に同業組織との友好関係を作っており、2004 年 11 月には AOTCA（Asia-Oceania Tax Consultants Association）に正式に加入している。

当協会は、全国の登録税務師事務所及び登録税務師の監督・管理のほか、会員に対する税務・道徳面における訓練・指導、税務相談事務を行っており、会員から政府に対する意見取次、機関紙の発行等を主な業務内容としている。

現在のところ、当該協会の団体会員数は 2,700 団体超、個人の会員数は開業税務師が 3 万人超、非開業税務師が 5 万人超となっている。

4　中国の税制に関する最近の動向

(1)　税収

国家税務総局の発表によると、2010 年の税

収総額は、約 7.7 兆元（約 100 兆円、但し関税、船舶トン税、耕地使用税及び契税は含まない）であり、2009 年の約 6.3 兆元（約 81.9 兆円）と比べて 22％増加している。このうち、国内増値税、国内消費税及び営業税は、それぞれ 14.8％、27.5％及び 23.8％増加し、（個人及び企業）所得税も 20.4％増加している。

このような大幅な増加を実現した要因としては、①経済の比較的速い成長が安定的に課税ベースを拡大したこと、②物及びサービス等の価額水準が上昇し、価額を課税ベースとする関連税収が増加したこと、③一年を通して自動車販売数が伸びたことにより、車輌取得税及び自動車に係る消費税等が大幅に増加したこと、④経済環境の影響で基数となる 2009 年の数値が比較的低かったこと、等が挙げられている。

(2)　個人所得税の改正

2011 年 6 月 30 日、第 11 期全国人民代表大会で個人所得税法の改正が決定し、改正された個人所得税法及び個人所得税法実施条例が同日公布され、2011 年 9 月 1 日より施行された。

主な改正点は、給与所得等の基礎控除額の引上げ、税率表及び納付期限の 3 点である。この改正により、課税ベースが縮小し、主に低所得者の税負担が軽減された。

今回の改正にあたり、2011 年 4 月から 5 月にかけて行われた草案に対するパブコメについて、23 万件以上の意見が寄せられ、その結果、基礎控除額の引上げの上積み等の修正がなされた後、改正が正式に決定した。

改正により、基礎控除額は月額 2,000 元（26,000 円）から 3,500 元（45,500 円）に引き上げられ、給与所得等の累進税率は「5%～45％の 9 等級」から「3％～45％の 7 等級」に変更された。また、納付期限が「翌月 7 日以内」から「翌月 15 日以内」に変更された。

個人所得税は、分離課税方式を採用しており、11 種類の課税所得区分ごとに税率と申告計算方法が定められている。（個人所得税法第 2 条）

①　賃金給与所得
②　個人工商業者生産経営所得
③　企業事業単位に対する請負経営・借受け経営所得
④　労務報酬所得
⑤　原稿報酬所得
⑥　特許権使用料所得
⑦　利息所得・配当所得・割増配当所得
⑧　財産賃貸所得
⑨　財産譲渡所得
⑩　一時所得
⑪　その他所得

このうち②及び③を除く所得については、所得の支払者に対して源泉徴収義務が課せられている。

2007 年 1 月から、前年の年間所得が 12 万元（約 156 万円）以上の個人は税務局に自己申告を行わなければならいこととされている（個人所得税法実施条例第 36 条）。

(3)　増値税制度改正

2011 年 10 月、国務院常務会議において、「増値税制度改革深化の試行展開の決定」が出され、2012 年 1 月 1 日から上海市（試行対象都市）の交通運送業や一部のサービス業において、増値税改革が行われることが決定した。

この増値税改革の目的は、サービス業の発展を支持するため、貨物及び役務の税制の間に生じている重複課税の問題を解決し、流通に係る租税制度を完全化することであるとされている。

中国では、主な消費課税として、物の販売などに対して課される増値税と役務（サービス）の提供などについて課される営業税が存在する。増値税は、仕入等に係る税額控除を行う事が出来るが、営業税は営業収入（売上）を課税標準として課される取引高税であるため、近年の多様化したサービス業においては、

生産段階におけるサービスの提供等もあり、従来の営業税では税負担が比較的重くなることから、それらサービス業の発展を阻害する要因一つとなっていると考えられた。そのため、一部の業種について、営業税ではなく増値税を課すことにより、サービス業の発展を促す効果があるとされている。

増値税は、国に 75%、地方に 25%の配分となっているのに対して、営業税は 100%地方税であるため、地方政府はこの改革には消極的であるとされている。そこで、国税と地税が分離されていない上海市で試行的に改革を行っていると考えられる。今後、この増値税改革は、各地に拡大するものと見込まれている。

今回の増値税改革の試行により、現行の 17%・13%に加え、新たに 11%・6%の税率が追加された。有形動産リースサービス業は 17%、交通運送業は 11%、これら以外は 6%となっている。試行納税者が税率の異なる課税業種を経営している場合、各業種に区分して処理しなければならないが、その区分が出来ない場合は、高い方の税率を適用することとなる。

増値税改革試行対象であり年課税標準が 500 万元（6,500 万円）以下の納税者は、小規模納税者とされ、その増値税額の計算は、簡易税額計算方法によることとなる。

[算式]売上（税抜き）　×　徴収率（3%）

なお、現行の増値税は、物品の生産又は課税役務の提供を営む、あるいは主として営む者は、年課税標準額が 50 万元（650 万円）以下、それ以外の納税者は、年課税標準額が 80 万元（1,040 万円）以下となる場合に、小規模納税者として、試行納税者と同様の簡易税額計算方法により税額を算出することとなっている。

営業税から徴収変更された増値税は、現行の増値税と同様に国家税務局が責任を負うこととなるが、その税収はこれまでの営業税の試行地区（上海市）に帰属することとされている。

試行対象業者が享受していた営業税の優遇は、試行後も適用される。

(4)　都市維持建設税の外資への適用

都市維持建設税は、増値税、消費税又は営業税の納付に際し、それぞれの納税額を課税標準として納税義務者の所在地に応じて定められた税率（市区 7%、県など 5%、その他 1%）で課税される。都市維持建設税は、従前、外資企業・外国人には適用されていなかったが、「国内企業・外資系企業及び個人の都市維持建設税及び教育費付加制度の統一に関する国務院通知（国発[2010]35 号）」において、2010 年 12 月 1 日より、外資系企業、外国企業及び外国籍の個人が都市維持建設税及び教育費付加制度の適用対象とされた。

おわりに

中国の GDP は、2010 年に日本を抜いて世界第 2 位になり、なおもめざましい勢いの経済成長を続けている。一方で、不動産価額の高騰や格差の拡大などといった経済的な問題も多く噴出している。国家税務総局は、税収を確保し、社会経済の安定的な発展に積極的に貢献することをその使命としており、多くの職員の方々は、日々献身的にその業務に取り組んでいる。13 億人以上の人口と広大な国土を有する多様性に富んだ国家において、75 万人の税務職員を束ねることは苦労が絶えないことと思われるが、彼らの努力が実を結ぶことを切に願っている。

---

(1)国家税務総局『2010 中国税務年鑑』756 頁以下。
(2)2011 年 10 月 19 日「中国税務新聞」1 面。
(3)http://www.ctaxnews.com.cn/